

平成23年3月 議案概要書
市議会定例会 (当初予算関係等)

<議案>

A 予算案件 (22件)

1 一般会計

平成23年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特別会計

(1) 平成23年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(2) 平成23年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 平成23年度富山市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(4) 平成23年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 平成23年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(6) 平成23年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 平成23年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (8) 平成23年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (9) 平成23年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (10) 平成23年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (11) 平成23年度富山市競輪事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (12) 平成23年度富山市農業共済事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (13) 平成23年度富山市農業集落排水事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (14) 平成23年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (15) 平成23年度富山市軌道整備事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (16) 平成23年度富山市分譲住宅・分譲宅地事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

- (17) 平成23年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算
 - ア 歳入歳出予算

3 企業会計

- (1) 平成23年度富山市水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 企業債

- (2) 平成23年度富山市工業用水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 企業債

- (3) 平成23年度富山市公共下水道事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 継続費 エ 企業債

- (4) 平成23年度富山市病院事業会計予算
 - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
 - ウ 企業債

B 条例案件（21件）

- 1 富山市上下水道事業管理者の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
 - (1) 富山市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正
 - ア 題名の変更
 - 「富山市上下水道事業管理者の給与に関する条例」
 - ↓
 - 「富山市公営企業の管理者の給与に関する条例」
 - イ 病院事業管理者の給料月額等を規定
 - (ア) 給料月額 81万円
 - (イ) 地域手当（医師である病院事業管理者に限る。）
給料月額の100分の15
 - (ウ) 期末手当
期末手当の算定の基礎となる額に地域手当を追加
 - ウ その他規定の整備

 - (2) 富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正
 - ア 病院事業管理者の退職手当の支給割合の規定の追加
100分の25
 - イ その他規定の整備

(3) 富山市旅費支給条例の一部改正
 病院事業管理者の旅費の規定の追加

(4) 附則で、次の条例の規定を整備

ア 富山市公文書館条例の一部改正

市長等の機関に病院事業管理者を追加

イ 富山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正

市長等の職にある者が役員等となっている法人等（公共団体等を除く。）について指定管理候補者として選定しないこととする規定に病院事業管理者を追加

(5) 施行期日 平成23年4月1日。ただし、(1)ウ及び(2)イは、
 公布の日

2 富山市芸術文化ホール条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 大ホールの一部使用の区分に新たに客席の4階及び5階部分を除いたものを設けるもの

種別	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	超過料金1時 間につき(円)
全部使用	100,000	120,000	150,000	180,000	250,000	300,000	50,000
一部使用	80,000	100,000	120,000	150,000	200,000	250,000	40,000

↓

全部使用	100,000	120,000	150,000	180,000	250,000	300,000	50,000	
一部 使用	客席の5階部 分を除いた使 用	80,000	100,000	120,000	150,000	200,000	250,000	40,000
	客席の4階及 び5階部分を 除いた使用	60,000	80,000	100,000	120,000	160,000	200,000	30,000

(2) 施行期日 平成23年4月1日

3 富山市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市老人保健医療事業特別会計の廃止

(2) 施行期日 平成23年4月1日

4 富山市救急医療センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 施設の名称の変更に伴う規定の整備

ア 題名の変更

「富山市救急医療センター条例」

↓

「富山市・医師会急患センター条例」

イ 施設の名称の変更

「富山市救急医療センター」

↓

「富山市・医師会急患センター」

ウ 運営委員会の名称の変更

「富山市救急医療センター運営委員会」

↓

「富山市・医師会急患センター運営委員会」

(2) 施設の移転に伴う住所の変更

「丸の内二丁目8番5号」

↓

「今泉北部町2番地76」

(3) 診療科目の追加

眼科	毎月の第2日曜日及び第4日曜日	午前9時から午後5時30分まで
	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日 (休日等に当たるときを除く。)	午後7時30分から午後10時30分まで
耳鼻科	毎月の第1日曜日及び第3日曜日	午前9時から午後5時30分まで
皮膚科	毎月の第2日曜日及び第4日曜日	午前9時から午後5時30分まで

(4) 施行期日 平成23年10月1日

5 富山市保健福祉センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市中央保健福祉センターの移転

「丸の内二丁目8番7号」

↓

「星井町二丁目7番30号」

(2) 富山市婦中保健福祉センターの名称の変更

「富山市婦中保健福祉センター」

↓

「富山市西保健福祉センター」

(3) 施行期日 平成23年4月1日。ただし、(1)は、規則で定める日

6 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 民営化に伴う富山市立大広田保育所の廃止

(2) 施行期日 平成23年4月1日

7 富山市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 次の条例に、他の法令の規定により医療費の給付を受けることができるときは、その額を医療費助成の額から控除する旨の規定の追加

ア 富山市子ども医療費助成条例の一部改正

イ 富山市妊産婦医療費助成条例の一部改正

ウ 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正

エ 富山市老人医療費助成条例の一部改正

オ 富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正

(2) 施行期日 平成23年4月1日

8 富山市敬老福祉金贈与条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市敬老福祉金の廃止

(2) 施行期日 平成23年4月1日

9 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保険料の見直し

ア 医療給付費分

所得割 1,000分の55 → 1,000分の69

均等割 24,000円 → 24,480円

平等割 16,800円 → 21,120円

(特定世帯 8,400円 → 10,560円)

賦課限度額 470,000円 → 500,000円

イ 後期高齢者支援金等分

所得割 1,000分の17 → 1,000分の20

均等割 7,200円 → 7,680円

平等割 5,400円 → 6,000円

(特定世帯 2,700円 → 3,000円)

賦課限度額 120,000円 → 130,000円

ウ 介護納付金分

平等割 5,400円 → 5,520円

賦課限度額 90,000円 → 100,000円

(2) 賦課総額の特例の延長等に伴う規定の整備

(3) 施行期日 平成23年4月1日。ただし、(2)は、公布の日

※ (2)は、国民健康保険法の一部改正(平成22年5月19日公布。公布の日施行)に伴うもの

10 富山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 地区コミュニティセンターの使用料の統一

種別		使用時間区分による金額(円)					
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
会議室、 和室、ホ ール及び 体育館	50平方メートル 以下のもの	400	530	660	930	1,190	1,590
	50平方メートル を超え100平方メ ートル以下のも の	500	670	840	1,170	1,510	2,010

	100平方メートル を超え200平方メ ートル以下のも の	800	1,070	1,340	1,870	2,410	3,210
	200平方メートル を超えるもの	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,800
実習室		700	830	960	1,230	1,490	1,890
グラウンド		3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に施設（冷房又は暖房設備を有する施設に限る。）を使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の20パーセントに相当する額を加算する。

（2）施行期日 平成23年4月1日

11 富山市音川交流センター条例の一部を改正する条例制定の件

（1）使用料の改定

区分	使用時間区分による金額（円）					
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
会議室	750	1,000	1,200	1,750	2,200	2,950

備考 冷房又は暖房期間中にセンターを使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。

↓

種別	使用時間区分による金額（円）					
	9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
小会議室	400	530	660	930	1,190	1,590
大会議室	500	670	840	1,170	1,510	2,010
実習室	700	830	960	1,230	1,490	1,890

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 冷房又は暖房期間中に施設を使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の20パーセントに相当する額を加算する。

(2) 施行期日 平成23年4月1日

12 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 廃棄物の処理に関する新たな事務の創設に伴い、当該事務に係る手数料の新設

ア 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の定期検査に関する事務

申請手数料 33,000円

イ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定に関する事務

新規の申請手数料 33,000円

更新の申請手数料 20,000円

ウ 引用条文の改正

(2) 地域資源活用促進施設の手数料の改定

家畜ふん尿、もみ殻、廃菌床1トンにつき

500円 → 1,200円

(3) 施行期日 平成23年4月1日

※ (1)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（平成22年5月19日公布。平成23年4月1日施行）に伴うもの

13 富山市職業訓練センター条例制定の件

(1) 趣旨

労働者等の職業能力の開発及び向上を図り、もって地域経済の発展に寄与するため、富山市職業訓練センターを設置する。

(2) 位置 富山市向新庄町一丁目14番40号

(3) 事業

ア 労働者等の職業訓練に関する事業

イ その他職業訓練センターの目的を達成するために必要な事業

(4) 施設

ア 研修室

イ 会議室

ウ パソコン室

エ 実習室

オ 視聴覚室

カ その他職業訓練センターの目的を達成するために必要な施設

(5) 使用料

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金1 時間につき （円）
	9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 17時	13時～ 21時	9時～ 21時	
小研修室及び小 会議室	1,000	1,000	1,100	2,000	2,100	3,000	300
中研修室	1,500	1,500	1,700	3,000	3,200	4,500	500
大研修室、大会 議室及びパソコ ン室	2,000	2,000	2,200	4,000	4,200	6,000	700
実習室	3,000	3,000	3,300	6,000	6,300	9,000	1,000
視聴覚室	6,000	6,000	6,600	12,000	12,600	18,000	2,000

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に施設（冷房又は暖房設備を有する施設に限る。）を使用する場合は、この表に定める額（備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額）の20パーセントに相当する額を加算する。
- 3 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 4 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

(6) 施行期日 平成23年4月1日

14 富山市農業共済条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 制度改正に伴うもの

- ア 家畜共済の廃用事故の発生時における共済責任の始まったときのみなし規定の追加
- イ 農作物共済の類区分ごとに引受方式及び支払開始割合を選択できる規定の改正
- ウ 家畜共済に係る共済金の支払請求ができない期間に係る例外事由の追加

(2) 農作物共済の適用割合等の改正

- ア 市長が定めるものにあつては、共済金額を別に定めることができる旨の規定の追加
- イ 共済細目書の提出期限日までに、農作物共済の適用割合の申出がなかったときの農作物共済の適用割合の変更

甲	100分の30	→	100分の50
乙	100分の20		100分の40
丙	100分の10		100分の30
丁	100分の90		100分の70

(3) その他規定の整備

(4) 施行期日 平成23年4月1日。ただし、(3)は、公布の日

※ (1)は、農業災害補償法施行規則の一部改正(平成22年3月25日公布。平成22年4月1日施行)に伴うもの

15 富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市和合地区農村多目的研修センターの廃止

(2) 施行期日 平成23年4月1日

16 富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 林道の一部の市道への移管に伴うもの

- ア 八尾東川倉上仁歩線の廃止
- イ 細入楡原割山線の一部(割山字村牧から割山字又場の間)の廃止に伴う起点の変更

(2) 施行期日 平成23年4月1日

17 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 市立公民館の使用料の統一

種別		使用時間区分による金額(円)					
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時
会議室、和室及びホール(富山市立水橋中部公民館のホールを除く。)	50平方メートル以下のもの	400	530	660	930	1,190	1,590
	50平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	500	670	840	1,170	1,510	2,010
	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	800	1,070	1,340	1,870	2,410	3,210
	200平方メートルを超えるもの	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600	4,800
富山市立水橋中部公民館のホール		1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200
実習室		700	830	960	1,230	1,490	1,890

備考

- 1 市外に住所を有する者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 冷房又は暖房期間中に施設(冷房又は暖房設備を有する施設に限る。)を使用する場合は、この表に定める額(備考1の適用を受ける場合は、その適用後の額)の20パーセントに相当する額を加算する。

(2) 施行期日 平成23年4月1日

18 富山市日本海文化研究所条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市日本海文化研究所の廃止

(2) 施行期日 平成23年4月1日

19 富山市八尾化石資料館条例及び富山市八尾おわら資料館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市八尾化石資料館条例の一部改正

観覧料の改定

区分	金額（円）	団体割引
一般（大学生含む。）	290	20人以上100人未満の団体で入館する場合は260円、100人以上の団体で入館する場合は230円とする。
高校生以下	無料	

↓

種別	金額（円）	
	個人	団体（20人以上）
大人（高校生以上）	190	150
小人（小学生及び中学生）	95	80

(2) 富山市八尾おわら資料館条例の一部改正

観覧料の改定

区分	入館料（円）	
一般	1人につき 480	20人以上100人未満の団体で入館する場合は入館料の10%に相当する額を、100人以上の団体で入館する場合は入館料の20%に相当する額をそれぞれ減額する。
小学生、中学生及び高校生	1人につき 290	

↓

種別	金額（円）	
	個人	団体（20人以上）
大人（高校生以上）	190	150
小人（小学生及び中学生）	95	80

(3) 施行期日 平成23年4月1日

20 富山市路面電車施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用料の改定

車両の走行距離1キロメートルにつき

42円 → 168円

(2) 施行期日 平成23年4月1日

21 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 旧簡易水道施設の統合整備の完了に伴う水道料金の統一

(2) 施行期日 平成23年4月1日

C その他の議決案件（4件）

1 富山地区広域圏事務組合理約の変更に関する件

2 財産の無償譲渡の件

(1) 大広田保育所を社会福祉法人めぐみ福祉会へ譲渡するもの

ア 場所 富山市海岸通165番地1

イ 構造 木造平屋建一部鉄骨造

ウ 床面積 1,126.00㎡

3 平成23年度農業共済事業賦課金の総額及び賦課単価決定の件

4 平成23年度農業共済事業特別積立金の取崩しに関する件

<その他>

D 追加提出（6件）

1 契約案件（1件）

包括外部監査契約締結の件

2 人事案件（5件）

(1) 富山市副市長の選任に関し同意を求める件

(2) 富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

(3) 富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(4) 富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

(5) 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件

平成23年度 富山市予算(案)

(単位:千円、%)

区 分 会 計 名	平成23年度		平成22年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A-B	A/B	
一般会計	162,111,412	49.5	159,336,890	49.5	2,774,522	101.7	
特別会計	1. 公債管理特別会計	25,126,205	7.7	24,457,526	7.6	668,679	102.7
	2. 駐車場事業特別会計	415,253	0.1	431,119	0.1	▲ 15,866	96.3
	3. 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	69,389	0.0	87,638	0.0	▲ 18,249	79.2
	4. 老人保健医療事業特別会計			27,010	0.0	▲ 27,010	皆減
	5. 後期高齢者医療事業特別会計	8,011,846	2.5	7,967,666	2.5	44,180	100.6
	6. 介護保険事業特別会計	33,527,232	10.2	31,248,522	9.7	2,278,710	107.3
	7. 国民健康保険事業特別会計	37,474,521	11.5	35,903,994	11.2	1,570,527	104.4
	8. 企業団地造成事業特別会計	390,864	0.1	1,127,958	0.4	▲ 737,094	34.7
	9. 白樺ハイソ事業特別会計	67,357	0.0	66,174	0.0	1,183	101.8
	10. 牛岳温泉健康センター事業特別会計	59,601	0.0	49,316	0.0	10,285	120.9
	11. 牛岳温泉スキー場事業特別会計	164,565	0.1	211,024	0.1	▲ 46,459	78.0
	12. 競輪事業特別会計	13,859,301	4.2	14,376,423	4.5	▲ 517,122	96.4
	13. 農業共済事業特別会計	370,652	0.1	386,486	0.1	▲ 15,834	95.9
	14. 農業集落排水事業特別会計	1,430,148	0.4	1,286,010	0.4	144,138	111.2
	15. 公設地方卸売市場事業特別会計 (中央卸売市場事業特別会計)	321,724	0.1	318,906	0.1	2,818	100.9
	16. 軌道整備事業特別会計	6,250	0.0	7,039	0.0	▲ 789	88.8
	17. 分譲住宅・分譲宅地事業特別会計	1,260	0.0	1,550	0.0	▲ 290	81.3
	18. 賃貸住宅・店舗事業特別会計	233,171	0.1	296,673	0.1	▲ 63,502	78.6
特別会計 小計	121,529,339	37.1	118,251,034	36.8	3,278,305	102.8	
企業会計	19. 水道事業会計	8,545,804	2.6	8,836,690	2.8	▲ 290,886	96.7
	20. 工業用水道事業会計	507,331	0.1	414,888	0.1	92,443	122.3
	21. 公共下水道事業会計	22,552,259	6.9	22,726,091	7.1	▲ 173,832	99.2
	22. 病院事業会計	12,396,239	3.8	12,023,758	3.7	372,481	103.1
企業会計 小計	44,001,633	13.4	44,001,427	13.7	206	100.0	
合 計	327,642,384	100.0	321,589,351	100.0	6,053,033	101.9	

平成23年度 一般会計予算(案)

(歳入)

(単位:千円、%)

区 分 款	平成23年度		平成22年度		対前年度比較	
	予算(案) A	構成比	予算額 B	構成比	A-B	A/B
1 市税	69,253,174	42.6	66,694,066	41.9	2,559,108	103.8
2 地方譲与税	1,443,000	0.9	1,511,000	0.9	▲ 68,000	95.5
3 利子割交付金	210,000	0.1	221,000	0.1	▲ 11,000	95.0
4 配当割交付金	84,000	0.1	30,000	0.0	54,000	280.0
5 株式等譲渡所得割交付金	28,000	0.0	21,000	0.0	7,000	133.3
6 地方消費税交付金	4,265,000	2.6	4,055,000	2.5	210,000	105.2
7 ゴルフ場利用税交付金	82,000	0.1	96,000	0.1	▲ 14,000	85.4
8 自動車取得税交付金	330,000	0.2	433,000	0.3	▲ 103,000	76.2
9 地方特例交付金	708,000	0.4	549,000	0.3	159,000	129.0
10 地方交付税	22,250,000	13.7	21,690,000	13.6	560,000	102.6
11 交通安全対策特別交付金	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
12 分担金及び負担金	2,724,017	1.7	2,743,861	1.7	▲ 19,844	99.3
13 使用料及び手数料	3,216,925	2.1	3,121,866	2.0	95,059	103.0
14 国庫支出金	20,145,270	12.4	17,961,073	11.3	2,184,197	112.2
15 県支出金	9,416,264	5.8	10,045,026	6.3	▲ 628,762	93.7
16 財産収入	305,876	0.2	296,284	0.2	9,592	103.2
17 寄附金	9,850	0.0	9,850	0.0		100.0
18 繰入金	1,423,212	0.9	1,419,183	0.9	4,029	100.3
19 諸収入	3,343,924	2.1	3,391,681	2.1	▲ 47,757	98.6
20 市債	22,772,900	14.0	24,948,000	15.7	▲ 2,175,100	91.3
合 計	162,111,412	100.0	159,336,890	100.0	2,774,522	101.7

平成23年度 市税等の一般財源(案)

(単位：千円、%)

款 項	区 分	平成23年度	平成22年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A-B	A/B
1	市税	69,253,174	66,694,066	2,559,108	103.8
	(1) 市民税	29,987,174	27,788,066	2,199,108	107.9
	ア 個人	21,990,174	21,908,066	82,108	100.4
	イ 法人	7,997,000	5,880,000	2,117,000	136.0
	(2) 固定資産税	29,501,000	29,416,000	85,000	100.3
	(3) 軽自動車税	725,000	709,000	16,000	102.3
	(4) 市たばこ税	2,452,000	2,418,000	34,000	101.4
	(5) 入湯税	119,000	139,000	▲ 20,000	85.6
	(6) 事業所税	3,166,000	3,070,000	96,000	103.1
	(7) 都市計画税	3,303,000	3,154,000	149,000	104.7
2	地方譲与税	1,443,000	1,511,000	▲ 68,000	95.5
	(1) 地方揮発油譲与税	383,000	383,000	0	100.0
	(2) 自動車重量譲与税	1,028,000	1,092,000	▲ 64,000	94.1
	(3) 特別とん譲与税	4,000	3,000	1,000	133.3
	(4) 航空機燃料譲与税	28,000	33,000	▲ 5,000	84.8
3	利子割交付金	210,000	221,000	▲ 11,000	95.0
4	配当割交付金	84,000	30,000	54,000	280.0
5	株式等譲渡所得割交付金	28,000	21,000	7,000	133.3
6	地方消費税交付金	4,265,000	4,055,000	210,000	105.2
7	ゴルフ場利用税交付金	82,000	96,000	▲ 14,000	85.4
8	自動車取得税交付金	330,000	433,000	▲ 103,000	76.2
9	地方特例交付金	708,000	549,000	159,000	129.0
10	地方交付税	22,250,000	21,690,000	560,000	102.6
	(1) 普通交付税	20,690,000	19,820,000	870,000	104.4
	(2) 特別交付税	1,560,000	1,870,000	▲ 310,000	83.4
11	臨時財政対策債	7,620,000	7,670,000	▲ 50,000	99.3
12	競輪事業収入	20,000	50,000	▲ 30,000	40.0
13	その他	666,713	675,886	▲ 9,173	98.6
	合 計	106,959,887	103,695,952	3,263,935	103.1

平成 2 3 年度 一般会計予算(案)

(歳出)

(単位：千円、%)

区 分 款	平成 2 3 年度		平成 2 2 年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	927,366	0.6	746,542	0.5	180,824	124.2
2 総務費	18,788,251	11.6	19,287,879	12.1	▲499,628	97.4
3 民生費	51,360,333	31.7	51,158,072	32.1	202,261	100.4
4 衛生費	12,808,805	7.9	12,517,842	7.9	290,963	102.3
5 労働費	839,885	0.5	878,716	0.5	▲38,831	95.6
6 農林水産業費	4,004,311	2.5	4,770,251	3.0	▲765,940	83.9
7 商工費	4,534,220	2.8	4,804,104	3.0	▲269,884	94.4
8 土木費	26,859,740	16.5	24,616,699	15.4	2,243,041	109.1
9 消防費	4,603,554	2.8	4,413,258	2.7	190,296	104.3
10 教育費	13,420,538	8.3	13,807,781	8.7	▲387,243	97.2
11 災害復旧費	70,524	0.0	8,000	0.0	62,524	881.6
12 公債費	23,793,885	14.7	22,227,746	14.0	1,566,139	107.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	162,111,412	100.0	159,336,890	100.0	2,774,522	101.7

平成23年度一般会計予算性質別構成概要

(単位:千円、%)

区分 性質	平成23年度		平成22年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A-B	A/B
1 人件費	29,588,575	18.2	28,552,451	17.9	1,036,124	103.6
2 扶助費	28,172,027	17.4	26,531,981	16.6	1,640,046	106.2
3 公債費	23,793,885	14.7	22,227,746	14.0	1,566,139	107.0
義務的経費小計	81,554,487	50.3	77,312,178	48.5	4,242,309	105.5
4 普通建設事業費	24,406,281	15.1	25,410,557	15.9	▲1,004,276	96.0
(1) 補助事業費	11,398,096	7.0	9,633,402	6.0	1,764,694	118.3
(2) 単独事業費	10,962,920	6.8	13,877,926	8.7	▲2,915,006	79.0
(3) 県営事業負担金	2,045,265	1.3	1,899,229	1.2	146,036	107.7
5 災害復旧事業費	70,524	0.0	8,000	0.0	62,524	881.6
投資的経費小計	24,476,805	15.1	25,418,557	15.9	▲941,752	96.3
6 物件費	20,106,167	12.4	20,337,624	12.8	▲231,457	98.9
7 維持補修費	1,383,730	0.8	1,005,583	0.6	378,147	137.6
8 補助費等	19,077,151	11.8	20,034,975	12.6	▲957,824	95.2
(1) 負担金寄附金	10,169,617	6.3	10,443,502	6.6	▲273,885	97.4
(2) 補助交付金	7,839,289	4.8	8,559,112	5.4	▲719,823	91.6
(3) その他	1,068,245	0.7	1,032,361	0.6	35,884	103.5
9 積立金	56,642	0.0	60,101	0.0	▲3,459	94.2
10 投資及び出資金	974,060	0.6	1,068,725	0.7	▲94,665	91.1
11 貸付金	1,222,988	0.8	2,022,018	1.3	▲799,030	60.5
12 繰出金	13,159,382	8.1	11,977,129	7.5	1,182,253	109.9
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	162,111,412	100.0	159,336,890	100.0	2,774,522	101.7